四電

第 44 回伊方原発再稼働を止めよう！

◆日時：2014 年 5 月 31 日（土曜日）15:00 ～ 16:00
◆場所：広島平和公園　元安橋東詰　出発
◆主催：広島市民の生存権を守るために
伊方原発再稼働に反対する 1 万人委員会
◆調査・文責：哲野イサク・原田二三子
◆チラシ作成：網野沙羅

広島から一番近い原発

直線わずか 100km

中国電力の島根原発ではなく

愛媛の四電・伊方原発

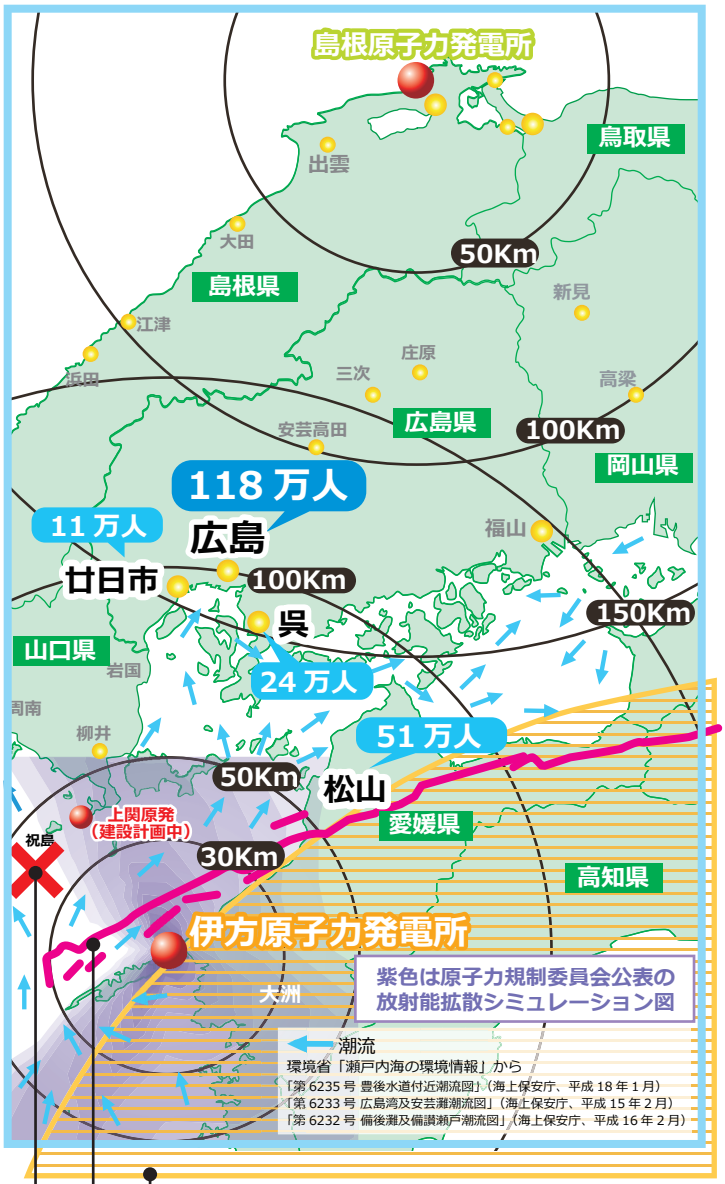

伊方原発再稼働は 100 万都市広島の最大リスクです

伊方原発再稼働反対決議を求める広島市議会請願、一気に共同請願人約 4,700 人へ

2014 年 5 月 30 日、広島 1 万人委員会代表原田二三子が原水爆禁止広島県協議会から 2,470 人の共同請願人署名を受け取りました。同協議会には心から感謝いたします。目標の 1 万人に対して約 50% に近づきました。
引き続き共同請願人を募ります。
ぜひ共同請願人にご参加ください。

請願書や署名用紙は
▼広島 1 万人委員会
http://hiroshima-net.org/yui/1man/
▼結・広島
http://hiroshima-net.org/yui/
に掲載しています。

3号機再稼働有力候補

四国電力　伊方原子力発電所（加圧水型軽水炉）

号　機	認可出力	燃　料	施工	経過年数
1号機	56.6 万 kW	二酸化ウラン	三菱重工業	36 年
2号機	56.6 万 kW	二酸化ウラン	三菱重工業	31 年
3号機	89 万 kW	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料	ウェスティングハウス 三菱重工業	19 年

もし伊方原発で苛酷事故が起きたら広島市は 4mSv の被曝線量、「一時移転」の対象区域

仮定の話をいたします。仮定といっても私たちシロウトが勝手に想像するホラ話ではありません。原子力規制委員会が公表している資料に基づきます。

原子力規制委員会は、フクシマ事故なみの苛酷事故が全国の原発で発生したら、どの程度の範囲で即時避難させるべきかを検証するため、苛酷事故時の放射性物質拡散シミュレーションを 2012 年 10 月頃実施公表、ミス入力や解釈の間違いなどあり、紆余曲折の末、2012 年 12 月にはほぼ正確なシミュレーションが確定しました。図 1 は伊方原発に関するコンタミネーション図（コンタ図）です。風向きについては年間を通じて一番頻度の高い風向きが使用されています。図 1 を見ておわかりのように放射能汚染は北と南にほぼ扇状に拡がりながら拡散します。「北の扇」の先には広島があります。

図 2 はコンタ図とは別に放射能汚染が同心円距離で ICRP の実効線量で示されています。100km の地点に広島があります。これをグラフから読み取ってみると広島の被曝線量は ICRP の実効線量で 1 週間以内に「4mSv」となります。図 1 のコンタ図から見て、また何も遮るもののない地形から見て広島が 1 週間で 4mSv の被曝をすることは確実でしょう。ついでにいえば 1986 年のチェルノブイリ事故の時、旧ソ連政府が決めた強制移住地域（避難地域）は ICRP の実効線量で年間 5mSv でした。1 週間で 4mSv は即避難しなくてはならない線量でしょう。

次に表 1 を見て下さい。これは同じく原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（2013 年 9 月 5 日施行 ）に掲載されている原子力災害時の防護措置区域です。PAZ（予防的防護措置を準備する区域）、UPZ（緊急時防護措置を講ずる区域）、UPZ 外の 3 区分となっています。

広島は伊方原発から 100km ですから UPZ 外となり、一見 OIL2 からは外れ一時移転区域ではないように見えます。ところが表 2 を見ると、UPZ 外でも 1 週間空間線量率 20μSv/h が継続する地域は、OIL2 の「一時移転」が適用されます。空間線量率 20μSv/h が一週間継続する時の線量は 2mSv ですから、実際には 4mSv の広島は 3-4 日で一時移転となるでしょう。（実際にこんな線量になるまで広島にとどまる人がいるかどうかは疑問ですが）さていざ一時移転、となったとしましょう。逃げるところがないのです。表 3 をみてください。広島が逃げる頃には周辺の市はみんなすでに逃げ出しているのです。広島が実はもっとも低い線量なのですから。唯一北へ向けて、国道 54 号線に人々は殺到することになるでしょう。誰が考えても逃げることは不可能です。もしこの原子力規制委員会のシミュレーション通りのことが発生すれば、これはチェルノブイリ事故での避難区域に匹敵する放射線被曝となります。広島は高線量外部被曝と低線量内部被曝の大きな違いはありますが、「2 度目の原爆投下」を経験することになります。伊方原発が 100 万広島市民にとって最大のリスク要因だとするゆえんです。

図1

図 2　原子力規制委員会が示した距離と予想被曝線量の関係

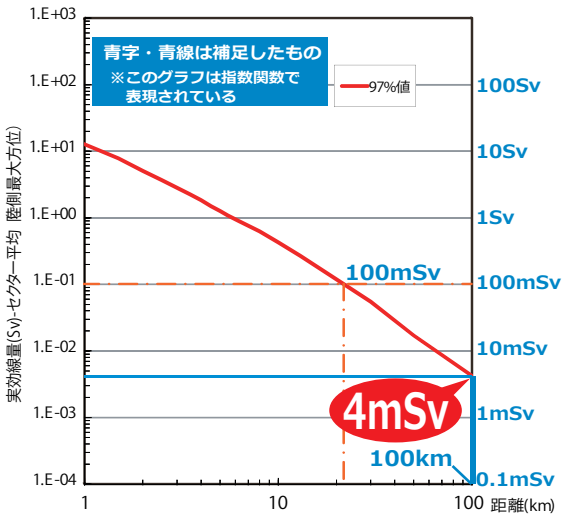

表1　全面緊急事態における避難や一時移転の目安

PAZ（～概ね 5 km）	OIL 1　即時避難	PAZ：Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域
UPZ（概ね 5～30km）	OIL 2　一時移転の実施	UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を計画する区域
UPZ外（概ね30km～）※広島市が該当	30km以上であってプルーム（放射性物質を大量に含んだ蒸気や雲）が通過すると見られる地域。モニタリングの結果、プルームがあればOIL 2	

表2　苛酷事故時の避難基準（OILと防護措置）

OIL（Operation Intervention Level=運用上介入レベル）

基準の種類		基準の概要	初期値設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h（※地上1mで計測した場合の空間線量率）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
早期防護措置	OIL 2	地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h（※地上1mで計測した場合の空間線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

【参照資料】原子力規制委員会「原子力災害対策指針」2013 年 10 月 31 日
http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905_saitaishishin.pdf

表3　原子力規制委員会の放射能拡散シミュレーション
各地が被る予想被曝線量（実効線量）
※各市の市役所までの距離

場所	距離	予想被曝線量
広島市	100km	4mSv
呉市	87.65km	5.6mSv
呉市倉橋町横島（広島県最南端）	63.37km	12mSv
廿日市市	95.47km	4.6mSv
大竹市	83.57km	6.3mSv
江田島市	82.42km	6.3mSv
山口県岩国市	75.5km	7.6mSv

【参照資料】原子力規制委員会　放射性物質拡散シミュレーション
http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/kakusan_simulation1.pdf

広島市議会に伊方原発再稼働反対決議を請願

2011 年 3 月 11 日のフクシマ事故を経験し、またそのための原子力緊急事態宣言中の日本の社会で、伊方原発再稼働が推し進められようとしているこの現実の中で、私たちは当然「原発問題はエネルギー問題」などとはいってはいられません。

また「自然エネルギーに段階的に変えていくべきだ」などと悠長なこともいってはいられません。伊方原発再稼働問題は私たちに緊急に差し迫った「広島市民全体の生活権・財産権、生命と安全」がかかった、一言でいえば「生存権問題」として捉えられたとしても無理からぬ話でしょう。目の前に危機も何もないのに騒ぎ立てるのは愚かですが、目の前に危機が迫っていてもこれに気がつかず、何らの行動もとらないのはさらに愚かというべきでしょう。

その意味で私たちが抱いている危機感は、ちょうど福島県議会を含む福島県内すべての市町村議会が宣言している「反原発決議」で示す危機感と同量ではないものの、全く同質です。

しかし残念ながら、今の法体系の中では、私たちに伊方原発再稼働を止める権能はありません。しかし政治的影響力を発揮することはできます。このために私たちは、広島市議機会に「伊方原発再稼働反対決議」を求める請願を提出しました。**（2013 年 9 月 17 日広島市議会請願 36 号。表 4 参照のこと）**請願は 1 人でもできますが、私たちは広島市内の有権者を念頭に共同請願人を募ることにしました。その数は約 4,700 人**（2014 年 5 月 31 日現在）**です。私たちはこの同志を 1 万人にしようと考えています。**（2014 年 1 月 18 日『広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する 1 万人委員会』－略称『広島 1 万人委員会』発足）**

このチラシを通じて広島市民のみなさんに私たちと共に共同請願人に参加していただくよう呼びかけます。

「広島市議会反対決議」の政治的意味と実効性

こうなると「広島市議会：伊方原発再稼働反対決議」の政治的意味と実効性が問われます。わかりやすくいうと、広島市議会が反対決議を出したところで、どれほどの力になるのか？

これは未知数です。が、ヒントがないわけではありません。図 3 は原子力規制委員会の 2014 年 2 月 19 日会合に提出された会議資料です。まだ一般の共通理解にはなってはいませんが、しかしそれが共通理解となるのは時間の問題ですが、規制委は原発の「立地自治体」をはじめて「原発立地」と「周辺自治体」と定義しました。これは先にも紹介した原子力災害対策指針でいう UPZ 圏内の自治体、おおむね 30km 圏内の自治体と考えることができます。つまり原発立地自治体の概念は劇的に変化したのです。同時に周辺自治体の概念も劇的に変化しました。原発事故から被害を受ける蓋然性のある自治体はすべて周辺自治体、と解釈することができます。田中規制委員長も記者会見でその考え方を否定しませんでした。なによりそれが道理にかなった考え方です。表 5 は同日規制委員会後の記者会見での田中委員長の発言です。田中氏は「原発推進派」ですが、その田中氏は、安倍首相ほど事態を楽観視しておらず、形の上では再稼働許可は内閣の政治判断としながらも、「地元の住民の方々や国民のみなさんが信用できない」となれば再稼働に到達できないかも知れない、と述べています。私は田中氏のホンネだと思いますし、的確な判断だとも思います。この田中氏の判断を踏まえていえば、今特に私たちが再稼働反対の意思表示をすること、その行動を起こすことが重要だ、ということになりますし、伊方原発直近 100 万都市広島の市議会が「反対決議」を出すことの政治的意義と効果は限りなく大きい、と考えます。

表 4

広島市議会議長　碓井　法明　様

請　願　書

広島市中心部から直線距離で約 100 キロの所に、四国電力の伊方原子力発電所（伊方原発）があります。

伊方原発は、2011 年 3 月の福島原発事故発生の後、定期点検に入った 1 号機～ 3 号機がすべて運転を停止していますが、本年 7 月の原発の新規制基準施行に伴い、四国電力はただちに伊方原発 3 号機の再稼働を申請し、原子力規制委員会は、新規制基準をほぼ満たす四国電力伊方原発 3 号機の規制適合を早期に認めると予想されます。規制委員会が規制基準適合判断を行った後、最終的には、政府が再稼働を判断することになります。

しかし、原子力規制委員会の規制基準を満たしていることと安全であることとは、まったく別のことです。別紙「伊方原発危険報告」に示すとおり、伊方原発はきわめて危険な原発です。

原子力規制委員会は、「重大事故は起こる」ことを前提とし、苛酷事故が起こる確率を「1 炉あたり 100 万年に 1 度」とすることを目標としています。現実には、1979 年のスリーマイル島原発事故、1986 年のチェルノブイリ原発事故、2011 年のフクシマ原発事故と、およそ 10 年～ 20 年に 1 度の間隔で原発苛酷事故は発生しています。

私たち生活者にとって、原発事故は確率の問題ではありません。命、健康、ふるさとに、かけがえはありません。原発事故は絶対に起こってはならず、「重大事故は起こる」ことを前提とする原発の再稼働を認めることはできません。

私たちは、私たちの生存権を侵す伊方原発 3 号機の再稼働に反対し、私たちの代表たる広島市議会に次のことを求めます。

要請：

1．四国電力伊方原発 3 号機再稼働に反対する広島市議会決議を上げてください。

【参照資料】結・広島「請願書」http://hiroshima-net.org/yui/

図 3

2．外部からの科学的・技術的意見の募集について

○ 今回の審査がこれまでの基準を抜本的に改正した新規制基準に基づく初めての審査であることに鑑み、「審査書案」に対する科学的・技術的意見を広く募集することとしてはどうか。
○ このため、「審査書案」とりまとめ後、意見募集を 4 週間程度実施することとしてはどうか。
○ また、特に関心の高い立地及びその周辺自治体（以下、「立地自治体」という。）においては、立地自治体からの開催の要請に基づき、その協力を得て共催により、上記意見募集期間中に「公聴会」（仮称）を実施できることとしてはどうか。
○ 意見募集及び公聴会で頂いた科学的・技術的意見については、適宜審査結果に反映することとしてはどうか。
○ 意見募集及び公聴会については、その基本的考え方について委員会で合意した後、別途適切な時期に、委員会で実施要領を審議することとしてはどうか。

【参照資料】第 43 回原子力規制委員会（2014 年 2 月 19 日）資料 3「原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方について」

表 5　規制委　田中委員長記者会見　速記録抜粋（2014 年 2 月 19 日）

（原子力規制委員会が再稼働のお墨付きを与えるんだ、という議論が政権内部や国会議論の中に見受けられるが、というフリーランス・カミデ記者の質問に対して）

○田中委員長　そういうことを私が国会に行くと、よく目の前で総理も茂木大臣もおっしゃっているから、よく知っているんですけれども、そうではなくて、私たちの一番大事なことは、我々の判断に対して国民が信頼できるのかどうかということです。だから、そこのところを私は大事にしたいと思うんです。

私たちの判断を踏まえて、あとは今、政府とか何かはそういうものについて再稼働をさせよという言い方をされているというのは、私は別に否定する必要はないわけで、別にこちらがお墨付きを与えるとか、そのためにやっているとかいう意識は全くないです。最終的にはやはり地元の住民も含めた国民の判断に関わってくるのだろうと思いますし、そこでその方たちがやはり信用できないということでだめだったら、なかなか再稼働には到達しないかも知れません。

でも、そこは我々の関与するところではないです。

【参照資料】原子力規制委員会　委員長定例会見（2014 年 2 月 19 日）P7 ～ P8 抜粋 http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20140219sokkiroku.pdf

伊方原発問題：広島市当局はひたすら国を“信頼”

今年 3 月 7 日、広島市議会の予算特別委員会で、私たちが広島市議会に提出している「四国電力伊方原発 3 号機再稼動に反対する広島市議会決議を求める請願」の紹介議員である田尾健一議員が、2 月末にエネルギー基本計画の政府案が示されたことを踏まえて、**「原発ゼロ社会の実現に向けて、被爆地である広島市が先導的な役割を果たすために、国への積極的な提言をすべきすべきだと考える。市長のお考えを聞きたい。」**という質問を行いました。この質問に、広島市環境局温暖化対策課長の山崎孝通氏は、市長に代わって次のように答えました。

田尾健一市議の質問に回答する
広島市環境局温暖化対策課長　山崎孝道氏

市長に対する田尾市議の質問に自ら回答に立たず、「我関せず」の姿勢を貫き、実は原発推進の松井一實広島市長

「原発を含むエネルギー政策は、エネルギーが国民の経済や生活を支える基盤であることを踏まえ、国民経済や国民生活全般に責任を持つ国が決定すべきものであると考えている。このため、本市では、国要望や 8 月 6 日の平和宣言において、国に責任あるエネルギー政策の構築を求めてきた。

2 月 25 日の関係閣僚会議で決定されたエネルギー基本計画案では、原発依存度を可能な限り低減するとして、政府は責任あるエネルギー政策を立案・実行しなければならないとの考え方が示された。原発依存度については可能な限り低減させる、使用済み核燃料問題は国際的なネットワークを活用しつつ対策を着実に進めることが不可欠、とされている。その一方で、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念解消に全力を挙げる前提のもと、原発の安全性については原子力規制委員会の専門的な判断にゆだね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の適正基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原発の再稼動を進める、とされている。

こうした中、現在国において新たな基本計画の策定に向けた議論が続けられているところであり、引き続きその動向を注視したいと考えている。」

質問に立つ市民連合の田尾健一市議会議員

さらに、田尾議員が、前回の決算特別委員会で**「伊方原発で事故が起こった場合大きな被害を受けることが予想されることを踏まえて、放射線の影響に対して広島市としても備えておく必要があるのではないか」**という質問をしたのに対して、市が「原子力規制委員会が今後、国際的論議の結果をふまえて検討し、その結果により対応する。」と回答したことについて、その状況を質問すると、温暖化対策課長は次のように答えました。

「現在、原子力規制委会事務局の原子力規制庁において、半径 30 キロメートルを超える地域の防護策について、その範囲、また測定方法等の検討が進められており、その結果をもとに、原子力規制委員会が、国際的な議論の経過をもふまえて、議論を進めるものと考えている。」

ところが「エネルギー基本計画」では事故時は自治体に責任、国は支援

さて、安倍内閣は 2014 年 4 月 11 日にエネルギー基本計画（第四次）を閣議決定しました。その第 3 章 第 4 節「原子力政策の再構築」の 3 には、次のように述べられています。

「原子力の利用においては、いかなる事情よりも安全性を最優先することは当然であり、我が国の原子力発電所では深刻な過酷事故は起こり得ないという『安全神話』と決別し…」

つまり、「苛酷事故は起こり得る」ということが前提とされています。しかし、その上で、

「原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼動を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。」

つまり、「国が前面に立って、再稼動を進める」と言っています。そして、原子力災害に対する防災については、次のように述べています。

「国は、原子力災害対策指針の策定や防災体制の整備に加え、関係省庁を挙げて、引き続き関係自治体の地域防災計画・避難計画の充実化を支援し、災害対策の強化を図っていく。

原子力災害対策指針に基づき、新たに地方自治体が取り組む原子力災害対策については、内閣府特命担当大臣の下で、原子力災害対策担当部局が、地方公共団体からの相談窓口となり、関係省庁とともにこれを支援する。」

つまり、原子力災害対策については「地方自治体が取り組み」、国はそれを「支援する」ということです。

原子力災害対策は自治体の取り組み、国は「支援」

国の主導で再稼動を進める原発ですが、その原発に対する原子力災害対策は、広島市を含む「地方公共団体」が取り組まなければならないと言っています。

「国のエネルギー基本計画策定に向けた議論の動向を注視したい」と言っていた広島市は、このような内容のエネルギー基本計画が閣議決定されたことを踏まえて、どのようにして原子力災害から広島市民を守る考えなのでしょうか？

伊方原発で福島原発並みの苛酷事故が起きた場合、広島市はもとより、広島県沿岸部の諸都市はすべて避難を求められる区域となることが予想されます。しかし、周辺都市も皆避難を求められる区域となる中、寝たきりの人や病気療養中の人たちをも含めた 100 万広島市民が無事に被曝を避けて避難することはまず不可能でしょう。原子力災害から広島市民を守る唯一の手立ては（それでも十分な手立てだとは言えませんが）、伊方原発の再稼動を行わせないことだと私たちは考えますが、みなさんはいかがお考えになりますか。

是非一度「エネルギー基本計画」をご一読されることをお奨めいたします。中高生レベルで充分読める文章です。お急ぎの方は第 3 章をお読みください。

http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140411001/20140411001-1.pdf

福井地裁、関電に大飯原発 3･4 号機の運転差し止めを命ずる

2014 年 5 月 21 日、「福井から原発を止める裁判の会」が提訴していた関西電力大飯原発 3・4 号機運転差し止め請求（原告団代表：中島哲演氏　被告：関西電力）で、福井地方裁判所は関西電力に対して、大飯原発 3・4 号機の運転差止めを命じる判決を言い渡しました。

その主文と、判決の要旨は次のようなものです。

◆主文

「被告は、別紙原告目録 1 記載の各原告（大飯原発から 250 キロメートル圏内に居住する 166 名）に対する関係で、福井県大飯郡おおい町大島 1 字吉見 1 － 1 において、大飯発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない。」

◆判決要旨

1．人格権（憲法 13 条、25 条に基づく）は我が国法制下において最高の価値であり、人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求することができる。

2．人格権に対して、原子力発電所の稼働は「経済活動の自由（憲法 22 条 1 項に基づく）」に属するもので、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。

3．したがって、原子力発電所に、人格権が極めて広汎に奪われる事態（大きな自然災害や戦争に匹敵する）を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。

4．大飯原発 3,4 号機に、人格権が極めて広汎に奪われる事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかを判断する。この判断は、人格権の地位や条理によって導かれるものであり、原子炉規正法をはじめとする行政法規によって左右されるものではない。

①原子力発電所は、施設の損傷に結びつき得る地震が起きた場合、「止める、冷やす、と閉じ込める」の 3 要請が揃ってはじめて安全性が保たれる。

②大飯原発は、1260 ガルを超える地震によって冷却システムが崩壊し打つ手がなくなることを関電自身が認めているが、1260 ガルを超える地震は大飯原発に到達する可能性がある。

③700 ガルを超えるが 1260 ガルに至らない地震については、関電は、イベントツリーを策定し、記載された対策を順次とっていけば大事故には至らないと主張するが、イベントツリー記載の対策が有効であるためには、「地震や津波のもたらす事故原因につながる事象の網羅」「それらの事象に対する有効な対策」「対策の実施」の 3 つが必要である。しかし、「事故原因につながる事象の網羅」は原理的に不可能であり、「対策の実施」は混乱と焦燥の中では極めて困難である。

④大飯原発は 700 ガルを基準地震動としているが、平成 17 年以後 10 年足らずの間に、4 つの原発に 5 回にわたり想定した地震動を超える地震が到来しており、大飯原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見出せない。

⑤大飯原発は基準地震動の 700 ガルを下回る地震によって外部電源が断たれ、主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがある。にもかかわらず、関電が「主給水ポンプは安全上重要な設備ではないから基準地震動に対する耐震安全性の確認は行われていない」と主張するのは、理解に苦しむ。

以上により、大飯原発の危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険である。

5．極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高低の問題等を並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されない。

6．たとえ大飯原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失と言うべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である。

7．原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであり、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害・環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。

日本国憲法上の権利「人格権」が法的根拠

この判決で第一に注目されることは、「人格権」を根拠としていることです。**「人格権」とは、「各人の人格に本質的な、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益の総体」**であり、憲法上の権利（13 条、25 条）であると説明されています。
この場合の「人格権」は、私たちが伊方原発再稼動に反対する第一義的理由である「生存権」と重なるところが多いようです。伊方原発でひとたび苛酷事故が起これば、広島市民が永久に失ってしまうもの―健康、財産、ふるさと、広島で築き上げてきたものすべて―それは、まさに「各人の人格に本質的な、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益」に他ならないでしょう。

第二に注目されるのは、原発を稼働させる「経済活動の自由」を、「人格権」よりも劣位に置いていることです。さらに、発電コストの問題等を「人格権」と同列に論じることを厳しく指弾しています。いくら「経済活動の自由」があるとしても、万が一にも大きな自然災害や戦争と同じように多くの人々の「人格権」を根底から奪う可能性のある「経済活動」を行ってはいけないことは、考えてみれば、当然のことではないでしょうか？

第三に注目されるのは、原発が多くの人々の「人格権」を根底から奪う危険性があるかどうかの判断は、「原子炉等規正法をはじめとする行政法規」によって左右されるものではない、と明確に述べているところです。「原子炉等規正法をはじめとする行政法規」とは、原子力規制委員会の規制基準に他なりません。つまり、ここで言っていることは、原子力規制委員会の規制基準適合性審査は、原発が多くの人々の「人格権」を根底から奪う危険性があるかどうかの判断とは無関係だ、ということです。これは、原子力規制委員会の規制基準適合性審査に対する極めて正当な見方だと思います。「原子力規制委員会は、原発の『安全性』を審査することはできない」ということは、原子力規制委員会の委員長自らがはっきりと述べています。

憲法を根拠とし、きわめて当たり前の判断が下された「大飯原発運転差止請求事件」の判決だと思いますが、皆さんはどのようにお考えになりますか？

官房長官記者会見、「規制委審査は安全性確認をする」の虚構に基づく奇妙なやりとり

大飯原発運転差し止めを命ずる福井地裁の判決が出た、2014年５月21日当日の午後、菅官房長官は記者会見で、「政権として、原発の再稼動について、規制委員会を通じて安全性が確保されたら再稼動するという方針だったわけだが、これについて現時点ではどう考えるのか？」という記者の質問に、「そこはまったく変わらない」と答えています。

ここで混乱を招くのは、「規制委員会が安全性を確保する」という、記者の奇妙な質問です。

原子力規制委員会が立脚する新しい規制基準は、「原発苛酷事故は起こり得る」ことを前提としています。つまり、原発が「安全」であることは不可能であると言っているわけです。したがって、原子力規制委員会が、原発が安全か安全でないかを判断すること、ましてや安全を確保することは不可能です。したがって、この記者の奇妙な言葉をそのまま受けた菅官房長官の発言は、意味不明だと言わざるを得ません。

記者会見では、「規制委員会に最終的な安全の判断を任せることに問題があり、そのせいで再稼動が進まないのではないか」という、ある大手新聞社記者の、理解に苦しむ発言もありました。原子力規制委員会には「最終的な安全の判断」はできません。では、この記者は、誰に原発の「最終的な安全の判 断」ができると考えているのでしょうか？　おそらく、権力の力で、安全と判断しようのないものを安全だと言い張って再稼動を進めることを求めているので しょう。道理も何もないやくざのような言説です。

前述の通り規制委が審査するのは、原発が安全かどうかではなく、特定の原発が重大事故を起こした時に、福島原発事故のような苛酷事故に拡大しないような対処をしているかどうかです。しかも絶対に苛酷事故にいたらない、と保証もしていません。だからこそ、苛酷事故にいたった場合を想定して、広域避難計画の策定を地元立地自治体に義務づけているのです。

そもそも、原発が安全か、危険か、という判断は、日本国憲法に基づく「人格権」に照らして行われるべきであり、その結論が福井地裁の判決に示されています。その意味では、「原発は苛酷事故を起こしうる」としながら原発稼働の基準を定めた規制委の規制基準そのものが、憲法違反ということになります。

以下は当日記者会見のやりとりです。その奇妙さをとっくり眺めて見て下さい

官房長官記者会見に見る大手マスコミと菅官房長官のなれあいやりとり

（2014年５月21日（水）官房長官午後の記者会見より音声起こし
http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201405/21_p.html）

Q お願いいたします。朝日新聞の～（聞き取れない）です。大飯原発の差止訴訟についておうかがいします。福井地裁は本日差止を命じる判決を出したんですが、これの受け止めは？

A 報道を通じて承知しております。国は、本件訴訟の当事者ではなくて、当判決についてコメントすることは控えたいと思います。

Q とはいえ、関西は電力需給の問題があるので、政権のエネルギー政策に影響があるのでは？

A いずれにしろこれは裁判の判決でありますから、そこについては、国としてコメントすべきではないと思います。

Q 政権として、原発の再稼動について、規制委員会を通じて安全性が確保されたら再稼動するという方針だったわけですけれども、これについて現時点では？

A そこはまったく変わりません。

政府は裁判の判決を無視する？日本は法治国家ではないのか？

Q テレ～（聞き取れない）今の長官のお答えの確認なんですが、申請基準に照らして OK をもらえれば再稼動していくという従来の政府の姿勢には変わりはない、この判決が出ても変わりはないということですか？

A そういうことです。

Q 読売（？）の鈴木ですけど、大飯の話にちょっと戻るんですけれども、自民党として衆院選・参院選原発を一定の位置づけをした上で戦って勝利されて、なおかつ政権取られてからも、再稼動の方針をきちんと掲げて、エネルギー基本計画の中にもきちんと位置づけているという中で、いっこうに原発が再稼動できない、これはどの辺にボタンのかけちがいがあったとお考えになりますか？

A ボタンのかけちがいというのはまったく無いと思います。最優先するべきは安全ですから、安全というものを考える中で、規制委員会がしっかりとした基準を作って、それに基づいて審査をする、徹底して審査をすること、そのことが大事だと思います。

Q 関連ですが、時事通信の鈴木ですが、その規制委員会に最終的な安全の判断を任せると、独立行政法人、独立行政委員会にしてしまったと、それは自民党がという部分が大きかったと思うんですが、そこらへんに大きな問題があるのでは？

A 事故の教訓を受けて、最優先すべきは安全だったんじゃなかったでしょうか？さまざまな条件を考えて、その原発を作動させるべきではない、少しでも恣意的な、あるいは政府の意志が入って再稼動されるべきではない、あくまでも安全を客観的に判断してもらった上で再稼動をする、そのことは私は正しいと思います。

「原子力規制委員会は原発の安全性を審査する」－官房長官はあくまでこの虚構の上に立って大手マスコミの記者とやりとりをしています。ところが事実は規制委員会の田中俊一委員長も自らいうとおり、「完全に安全な原発はない、原発にゼロリスクはない」のです。